

県南広域振興局長告示第22号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成27年2月10日

県南広域振興局長 遠藤達雄

1 地域移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0332500032	金ヶ崎町社会福祉協議会 相談支援事業所あゆみ	胆沢郡金ヶ崎町西根南羽 沢43番地	社会福祉法人金ヶ崎町社 会福祉協議会	平成27年2月1日

2 地域定着支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0332500032	金ヶ崎町社会福祉協議会 相談支援事業所あゆみ	胆沢郡金ヶ崎町西根南羽 沢43番地	社会福祉法人金ヶ崎町社 会福祉協議会	平成27年2月1日